|  |
| --- |
| ４００１．出港前報告 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＭＲ | 出港前報告 |

１．業務概要

本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）及び船積港単位に、　　　　　船舶情報＊１、Ｂ／Ｌ＊２及びコンテナ情報等の出港前報告を行う。

なお、本業務で報告された情報の訂正及び削除は、「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務で行う。

ただし、船舶情報の訂正に伴う再報告＊３は本業務で行う。

本業務は「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務が行われるまでの間、実施することができる。

報告された情報は、一定期間経過後、システムから削除される。

（＊１）船舶情報とは、以下の５項目を指す（以下、同様）。

①船舶コード

②航海番号

③船会社コード

④船積港コード

⑤船積港枝番

（＊２）Ｂ／Ｌの種類は以下のとおりとする。

①「オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ」

本業務またはＣＭＲ業務（以下、「本業務等」という。）で登録されるＢ／Ｌ。

②「ハウスＢ／Ｌ」

「出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）（ＡＨＲ）」業務または「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務（以下、「ＡＨＲ業務等」という。）でハウスＢ／Ｌとして登録されるＢ／Ｌ。

③「マスターＢ／Ｌ」

オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌのうち、ハウスＢ／Ｌと関連付けされているＢ／Ｌ、またはマスターＢ／Ｌ識別に「Ｍ」を入力したＢ／Ｌ。

（＊３）既に本業務等で登録済みのＢ／Ｌに対して船舶情報のいずれかに訂正があった場合は、以下の通り再報告を行う必要がある。

なお、ＡＨＲ業務等で登録されたマスターＢ／Ｌの場合で、本業務等が行われていない場合は、船舶情報の訂正に伴う再報告＊３にはあたらない。

・訂正後の船舶情報に対してＡＴＤ業務が行われていない場合は、本業務または「出港前報告船舶情報訂正（ＣＭＶ）」による再報告。

・訂正後の船舶情報に対してＡＴＤ業務が行われている場合は、ＣＭＲ業務またはＣＭＶ業務による再報告。

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

①１Ｂ／Ｌで指定可能なコンテナ番号は最大２００件とする。

②１業務で入力可能なコンテナ番号は最大２００件とする。

③船舶情報に対して登録可能なオーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ件数は最大９９９９件とする。

④１Ｂ／Ｌで訂正可能な回数は９９９回とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、入力された船会社コードに対する利用者であること。

③入力者が船舶代理店の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。

・入力された船卸港が日本の港でない。

・入力された船卸港が日本の港である場合は、船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）船舶ＤＢチェック

積載船名及び船舶国籍コードを入力しない場合は、入力された船舶コードに対して「船舶基本情報登録（ＶＢＸ）」業務または「船舶基本情報等事前登録（ＷＢＸ）」業務が行われていること。

（４）出港前報告情報ＤＢチェック

入力されたＢ／Ｌが登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①ハウスＢ／Ｌでないこと。

②既に本業務等で登録済みのオーシャン（マスター）Ｂ／Ｌである場合は、以下の４点を満たすこと。

・仕出港コードが訂正されていないこと。

・船舶情報のいずれかが訂正されていること。

・船卸許可申請中でないこと。

・「出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け（ＢＬＬ）」業務により変更前Ｂ／Ｌまたは変更後Ｂ／Ｌである旨が登録されていないこと。

（５）出港前報告管理ＤＢチェック

①入力された船舶情報に対してＡＴＤ業務が行われていないこと。

②入力されたＢ／Ｌが登録されている場合は、Ｂ／Ｌに登録されている船舶情報に対してＡＴＤ業務またはＣＭＶ業務による内部処理中でないこと。

（６）貨物情報ＤＢチェック

入力されたＢ／Ｌが登録されている場合は、ＢＬＬ業務により変更後Ｂ／Ｌである旨が登録されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）重量比較判定処理

「マスターＢ／Ｌに登録されている総重量」と「関連付けられているハウスＢ／Ｌの総重量の総計」を比較判定する。

（３）出港前報告情報不一致判定処理

（Ａ）出港前報告情報処理

（ａ）報告期限超過判定

報告期限までに出港前報告が行われていることを判定する。

（ｂ）ハウスＢ／Ｌ未登録判定

マスターＢ／Ｌに対してハウスＢ／Ｌが関連付けられていることを判定する。

（ｃ）マスターＢ／Ｌ未登録判定

マスターＢ／Ｌに対して出港前報告が行われていることを判定する。

（ｄ）船舶情報不一致判定

マスターＢ／ＬとハウスＢ／Ｌの船舶情報が同一であることを判定する。

（Ｂ）貨物情報処理

入力されたＢ／Ｌが貨物情報ＤＢに存在する場合は、当該Ｂ／Ｌに対して以下の判定を行う。

（ａ）出港前報告未済判定

本業務等により出港前報告が行われていることを判定する。

（ｂ）出港日時報告未済判定

ＡＴＤ業務により出港日時報告が行われていることを判定する。

（４）出港前報告情報ＤＢ処理

（Ａ）入力されたオーシャン（マスター）Ｂ／Ｌに対する処理

①入力された情報を登録する。

②重量比較判定処理及び出港前報告情報不一致判定処理（報告期限超過判定、ハウスＢ／Ｌ未登録判定、マスターＢ／Ｌ未登録判定、船舶情報不一致判定）の結果を登録する。

③以下の条件をすべて満たす場合は、貨物情報ＤＢに登録されているリスク分析結果の事前通知を引き継ぐ。

・船舶情報の訂正に伴う再報告＊３でない。

・入力されたＢ／Ｌが貨物情報ＤＢに登録されている。

・貨物情報ＤＢにリスク分析結果の事前通知が登録されている。

④船舶情報の訂正に伴う再報告＊３である場合は、登録されている出港日時（ＡＴＤ業務で入力された日時）及び日本時間に換算した出港日時を取り消す。

（Ｂ）入力されたマスターＢ／Ｌに関連付けられているハウスＢ／Ｌに対する処理

マスターＢ／Ｌの船舶情報に準ずる旨の登録がある場合は、以下の処理を行う。

①出港前報告情報不一致判定処理（報告期限超過判定）の結果を登録する。

②船舶情報の訂正に伴う再報告＊３である場合は、登録されている出港日時（ＡＴＤ業務で入力された日時）及び日本時間に換算した出港日時を取り消す。

（５）出港前報告管理ＤＢ処理

①入力された情報および登録状況に基づき、処理対象の船舶情報に対して出港前報告されたＢ／Ｌ件数の加減算処理を行う。

②①の結果、処理対象の船舶情報に対して出港前報告されたＢ／Ｌ件数が０件になった場合は、削除対象とする旨を登録する。

（６）貨物情報ＤＢ処理

以下の条件をすべて満たす場合に処理を行う。

①入力されたＢ／Ｌが貨物情報ＤＢに登録されている。

②ＭＦＲ業務で登録された貨物情報である。

③コンテナ詰貨物である。

④コンテナタイプコードが「ＰＬ」以外のコンテナが登録されている。

⑤仮陸揚貨物の旨が登録されている場合は、最終仕向地コードが国外港でない。

⑥船積港が国内港でない。

⑦ＣＭＦ０３業務が行われている場合は、船卸確認済でない。

（Ａ）通常の登録の場合

出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

（Ｂ）船舶情報の訂正に伴う再報告＊３の場合

①出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

②登録されている出港日時（ＡＴＤ業務で入力された日時）を取り消す。

（７）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| ハウスＢ／Ｌ報告完了通知情報 | マスターＢ／Ｌの場合で、ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録されている場合 | 入力者 |
| マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報 | マスターＢ／Ｌの場合で、ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録されている場合 | 入力されたマスターＢ／Ｌに関連付けられているＡＨＲ業務等実施者 |
| 関連ハウス事前通知状況情報 | 関連するハウスＢ／Ｌへリスク分析結果の事前通知が行われている場合 | 入力者 |
| 出港前報告情報 |  | 税関 |

７．特記事項

（１）Ｂ／Ｌの出港前報告日時について

本業務を行った日本時間における日時を、出港前報告日時とする。

（２）マスターＢ／Ｌに対して船舶情報の訂正に伴う再報告＊３を行った場合の注意点

マスターＢ／Ｌに対して船舶情報の訂正に伴う再報告＊３を行った場合でも、関連付けられたハウスＢ／Ｌの船舶情報は訂正されないため、ハウスＢ／Ｌに対してもＡＨＲ業務等により、船舶情報の訂正に伴う再報告＊３を行う必要がある。

ただし、マスターＢ／Ｌの船舶情報に準ずる旨が登録されているハウスＢ／Ｌは除く。

（３）「積荷目録情報登録（一括）（ＭＦＩ）」業務または「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務による貨物情報登録機能を利用する場合の注意点

ＭＦＩ業務またはＤＭＦ業務は、本業務で登録された情報を元にＭＦＲ業務の自動起動を行う。本業務とＭＦＲ業務とではチェック内容が異なるため、ＭＦＩ業務またはＤＭＦ業務におけるＭＦＲ業務の自動起動機能を利用する場合は「入力項目表」の記載事項及び以下の点について注意が必要である。

①以下の３点を満たさない場合は、ＭＦＩ業務またはＤＭＦ業務におけるＭＦＲ業務の自動起動機能の対象外として出港前報告情報ＤＢに登録される。

・コンテナオペレーション会社コードを入力していること。（ただし、ＭＦＩ業務を利用する場合で、ＭＦＩ業務実施時にコンテナオペレーション会社を入力する場合は処理対象となる）

・船卸港コードに日本の港を入力していること。

・コンテナ番号を入力した場合は、荷渡形態コード、バンニング形態コード及びコンテナ条約適用識別を入力していること。

②船舶コードが船舶ＤＢに登録されていない場合は、ＭＦＩ業務またはＤＭＦ業務の実施前にＶＢＸ業務またはＷＢＸ業務で登録する必要がある。

③本業務では、積荷目録管理ＤＢ、貨物情報ＤＢ、コンテナ情報ＤＢ及び包括保税運送ＤＢに対するチェックを行っていない。

④本業務では、ＭＦＲ業務における以下の制限チェックを行っていない。

・１コンテナで指定可能なＢ／Ｌは最大１００件とする。

・１船舶コードに対して本業務を行える利用船会社数は、最大２０件とする。

・１船卸港コードに対して指定できるコンテナオペレーション会社数は、最大５件とする。

・１船舶コードに対して登録可能なＢ／Ｌ及びコンテナ番号は、合計で最大９９９９件とする。